

平成23年10月4日

於：三番町共用会議所「第2・3・4会議室」

# 水産政策審議会 第35回企画部会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第35回企画部会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成23年10月 4日 10時00分

閉会 平成23年10月 4日 12時00分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	来生 新	武田 三花	寺島 英弥	長屋 信博
	馬場 治	原 一郎	山下 東子	

特別委員	安部 敏男	角 好美	須能 邦雄	高橋 健二
	馬場 元朝	濱田 武士	安成 椰子	渡邊 朝生

3 水産庁側出席者

宮原水産庁次長	柄澤漁政部長	橋本企画課長
保科水産業体質強化推進室長	大角水産経営課長	山口加工流通課長
大石漁業保険管理官	長谷漁業調整課長	矢吹沿岸・遊漁室長
武井研究指導課長	前栽培養殖課長	本田防災漁村課長

4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

1. 開	会	.....	1
2. 議	事	.....	2
(審議事項)			
	次期水産基本計画の検討について	.....	2
	①漁業経営及び生産構造に関する施策の方向	.....	3
	②水産関係団体の再編整備等	.....	3 5
	(その他)	.....	3 5
3. 閉	会	.....	3 5

○橋本企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「水産政策審議会第35回企画部会」を開催させていただきます。

私は、事務局を務めます水産庁の企画課長の橋本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、委員の出席状況について御報告申し上げます。

水産政策審議会令第8条第3項におきまして準用しております同条第1項の規定により、企画部会の定足数は過半数とされておりますが、本日は委員8名中7名の方が出席の御予定で、今、武田委員が遅れておられるようですけれども、現在、6名の方が出席されておりますので、定足数を満たしておりますので、本日の企画部会は成立いたしております。

また、特別委員は10名中8名の方が御出席ということでございます。

今回の企画部会は、水産政策審議会委員改選後3回目の開催ということでございます。これまで御欠席されておられました馬場特別委員が本日御出席されておりますので、御紹介させていただきます。

本日は、木場弘子委員、野崎哲特別委員、山下裕子特別委員の3名の方が御欠席ということでございます。

この会議は公開されておまして、傍聴者もお見えになっております。また、議事録につきましても、すべて公表することとなっておりますので、以上、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、水産庁次長の宮原からごあいさつを申し上げます。

○宮原水産庁次長 おはようございます。水産庁の宮原です。

35回水産政策審議会企画部会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、本日、大変御多忙の中御出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろから水産政策の円滑な推進のために御支援をいただいておりますことに対しても改めて御礼申し上げる次第でございます。

本日は、来年3月の次期基本計画閣議決定に向けたテーマごとの検討の第2回目ということでございまして、漁業経営と生産構造に関する施策の方向、水産関係団体の再編整備という2つのテーマについて御審議をいただくこととなります。

我が国の漁業では、漁業就業者の減少や高齢化、漁船自体の高齢化ということも問題視されております。このような状況の下で、水産庁はこれまで漁業改革推進集中プロジェクト

トですとか担い手確保、人材育成対策あるいは資源管理・漁業所得補償対策を開始したところでございます。

本日はこれらの施策の今後の方向性につきまして、皆様方の忌憚のない意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

○橋本企画課長 どうもありがとうございました。カメラ等の撮影はここまででお願いいたします。本企画部会では、委員の方々の間での積極的な御議論を中心に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では、議事に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元に議事次第。

企画部会委員名簿と配付資料一覧。

基本計画関係資料といたしまして、資料1及び資料2がございます。

また、委員及び特別委員の皆様のお席には、御参考資料といたしまして、前回、前々回の企画部会の資料を紙ファイルにとじた形で配付させていただいております。

この紙ファイルにとじた資料につきましては、会議終了後にそのまま机に置いていただければ、今回の資料等も追加した形で、委員ごとに、次回以降の会議でも引き続き座席に配付させていただくこととしております。

お手元に資料がない場合には、事務局の方にお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、山下部会長、これからの議事進行をお願い申し上げます。

○山下部会長 皆さん、おはようございます。前回、34回から早1か月余り経ちまして、秋も深まってまいりました。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今日も12時までたっぷり2時間用意されていますので、どうぞ活発な御議論の御協力をお願いいたします。

それでは、着席をして進行させていただきます。議事に入らせていただきますが、本日の議題は「次期水産基本計画の検討について」でございます。

テーマといたしましては2つございまして、「漁業経営及び生産構造に関する施策の方向」と「水産関係団体の再編整備」でございます。

「漁業経営及び生産構造に関する施策の方向」に1時間半程度割きまして、その後、「水産関係団体の再編整備」には30分程度の時間配分としたいと思っております。

それでは、まず、「漁業経営及び生産構造に関する施策の方向」について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○橋本企画課長 前回の会合の際に、今回の検討テーマを「意欲ある漁業者の経営安定の実現」と「多様な経営発展を可能にする生産構造の確立」ということで御案内しておりましたけれども、両者は密接に関連いたしますので、本日の資料としましては、「漁業経営及び生産構造に関する施策の方向」として資料を作成させていただきましたので、すなわち資料1で御説明させていただきます。

1枚めくっていただいて「目次」にございますとおり、今回の資料につきましては現行基本計画における漁業経営・生産構造について、どのような方針でどのような施策を今後講じることとしていたかをまず御説明させていただきます、その次に実際の漁業経営の現状等がどうなっていたか、第3番目のくくりで、それに対して漁業経営及び生産構造に関する現行の施策がどのようなものであるか、そのラインナップを御紹介させていただきます。そういったことを踏まえまして、4番目の大きなくくりで、漁業経営及び生産構造に関する施策の方向及び目標といったものを御説明させていただきたいと思っております。

それでは、まず1番目のくくり、1ページから始まります。2ページ、現行基本計画において漁業経営・生産構造についてどのような方針でどのような施策を講じることとしていたかについて、漁業生産構造の将来展望について御紹介させていただきます。

現行基本計画の基本的な方針でございますけれども、将来にわたる水産物の安定供給を確保するため、国際競争力のある経営体の育成、活力ある就業構造の確立といったものを通じまして、資源状況に見合った持続的な漁業生産構造を実現することが必要という記述をいたしております。

主な施策としましては、そういったもののために漁業構造改革対策の推進ということで、これは実は19年度から立ち上げておりますけれども、漁業改善推進集中プロジェクトを立ち上げて、収益性重視の操業・生産体制の導入を促進している。

漁業経営安定対策（積立ぷらす）の導入ということで、実際に20年度からでございますけれども、漁業者の経営改善に積極的に取り組める環境を整備するといったことのために、積極的かつ計画的に経営完全に取り組む漁業者を対象にしまして、収入の変動による漁業経営の影響を緩和するという目的で新しい経営安定対策を導入したということでございます。

このほか、融資・信用保証等の経営支援策も充実するというところでございます。

3 ページ、基本計画を策定する際、併せまして参考として沿岸漁業にとって将来展望を提示しております。下の図のとおり、平成 15 年に 12.5 万経営体がありまして、すう勢として平成 29 年に 7 万 7,000 経営体となるという予測の中で、平成 29 年に効率的かつ安定的な 2 万 5,000 経営体が生産金額の約 8 割を担うといった姿を提示しているところでございます。

4 ページ、漁業経営体数についてでございますけれども、平成 20 年におきまして沿岸漁業の経営体数は 10.9 万経営体となっております、下の表の青の菱形のグラフのとおりでございますけれども、現行計画を策定したときの推定値とほぼ同じような数値となっているということでございます。

平成 20 年における沖合・遠洋漁業の経営体は 6,100 経営体ということでございまして、あうと効率的かつ安定的な経営体というのは赤い線でくくってある四角でございますけれども、平成 15 年に比べて数字の上では 1.5 万、1.5 万と同じになっていますが、数百オーダーでは若干増加しているという現状でございます。

5 ページ、以上が現行基本計画のあらましでございますけれども、その中で漁業経営の現状等がどうであったかということでございます。

6 ページ、漁業経営の現状等について若干詳しく見ていきますと、まず漁業就業者数でございますけれども、下の中央のグラフに沿岸漁業の漁業就業者は減少傾向にある。他方、下の右のグラフでございますけれども、沖合・遠洋漁業では近年横ばい傾向にあるということでございます。

また、下の中央のグラフの赤い折れ線を見ていただきたいんですけども、沿岸漁業の高齢化が進展しておりまして、65 歳以上の就業者が 4 割近くとなっているという状況でございます。

分析ですけれども、沿岸漁業の高齢化が沖合・遠洋漁業に比べて高い状況になっておりますけれども、個人経営が主体の沿岸漁業では、体力とか必要とする収入に応じまして操業の仕方を変えながら、生涯漁業に関わっていくことが可能であるのに対しまして、企業経営が主体であります沖合・遠洋漁業では、従業者が一定の労働強度をクリアーする必要があるためではないかということでございます。

7 ページ、漁業経営の現状でございますけれども、漁業を主業としております沿岸漁船漁家の漁業所得としてはおおむね 200 万円台ということで、勤労者世帯の可処分所得が大体 530 万円程度のものでございますけれども、そのおおむね 2 分の 1 の水準にあると

いうこととございます。

海面養殖漁家の漁労所得でございますけれども、500 ～ 600 万ということで、おおむね勤労者世帯並みで推移してきたという状況がございましたが、平成 20 年、21 年につきましては大幅な減少となっているということで、養殖業についても変動が大きい状況でございます。

8 ページ、まず勤労者世帯の可処分所得ですけれども、上の表の黄色いラインでくくっておりますが、17 ～ 20 年までのデータで大体 530 万円程度となっているということでございます。

下の表、会社経営体（漁船漁業）の収益の状況でございます。下の表の右から 3 番目の欄のところに示されておりますとおり、減価償却前の漁労利益というものは黒字となっている。右側ですけれども、減価償却後は赤字という実態でございます。したがって、これを分析しますと、現状のままで操業は続けられますけれども、操業を更新しづらい状況ではないかと思えます。

9 ページ、個人経営体の漁業収入の状況であります。グラフにありますとおり、いずれの漁業種類でも年ごとの変動が非常に大きくなっているという実態でございます。

10 ページ、次に漁船の船齢でございます。まず日本の漁船の大宗は、隻数の上では沿岸漁船が占めておりますけれども、船齢 15 年超～ 30 年弱の漁船が中心となっているという状況でございます。この理由は、沿岸漁船の構造がシンプルであるということとございまして、定期的に例えばエンジンなどを取りかえるということによりまして、長期使用にも耐えられる、必要な性能や安全を確保しやすいといった実態があるのではないかと。

他方、沖合、遠洋漁業に用いられる 20 トン以上の漁船でございますけれども、船齢 20 年弱の船が多い半面、15 年よりも若い船が少ないという実態です。20 トン以上の漁船ですけれども、複雑な構造がございますので、船齢の高齢化とともに、維持管理コストが増大し、収益性が悪化するということでございます。

漁業種類別にグラフでお示ししたのが 11 ページ。種類別に見ますと、例えば大中型まき網漁業とか沖合底びきのように漁船の更新が比較的行われているものもありますけれども、右下のいか釣り漁業ですが、漁船の更新が進まないで 10 年未満の規模が非常に少なくなっているといったものもございます。

12 ページ、近年の特徴でございますけれども、資材価格の状況を見ていく必要があるということでございます。魚価は伸び悩んでいるという一方で、燃油等の漁業に必要な資



材の価格が上昇しているということで、漁業の収益を悪化させているという実体がございます。特に燃油や養殖用の配合飼料の原料であります輸入魚粉の価格が恐らく投機資金の影響と思われませんが、短期間に大幅な上昇をするというような実態が左の表にございますけれども、重油が非常に大きく振れております。輸入魚粉も振れております。こういった状況で、漁業・養殖業経営を極めて不安定にしているということでございます。

漁業ですけれども、右の表にありますとおり、燃油がコストに占める割合が特に高いものでございまして、いか釣り漁業を見ていただきますと、コストの4割を占めるといったものですので、燃油の高騰は非常に影響が大きいということが御理解いただけるかと思えます。

以下、そういった状況を踏まえまして、施策のラインナップを御紹介させていただきます。13 ページ以降です。

まず 14 ページ、何と言っても施策の中心にございますのが、資源管理・漁業所得補償対策でございます。右上で平成 23 年度「概算決定額」となっておりますが、平成 23 年度「予算額」でございます。訂正させていただきます。これが 518 億という大きな対策となっております。

計画的に資源管理に取り組む漁業者を対象にいたしまして、共済の仕組みを活用して、資源管理・収入の安定対策を講じまして、コスト対策と組み合わせて総合的な所得補償制度を構築するというところでございます。漁業共済の対象となっている漁業種類としましては、沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業を対象としているということでございます。

資源管理・収入安定対策ということで共済活用して原則 8 割までカバーする。更に積立ぶらすで 9 割までの減収を補填するといったことでございます。

コスト対策として漁業者と国が 1 対 1 の割合で積み立てた資金を基にしまして、原油価格と配合飼料の価格が高騰した場合に補填するというところでございまして、詳しくは 16 ページから御説明させていただきます。

ちなみに 15 ページの資料でございますけれども、資源管理・漁業所得補償対策が資源管理に対してインセンティブとなっており、不履行の際のペナルティということで履行確保措置になってもいるということで、34 回の企画部会の資料で御説明させていただいたものでございます。

16 ページ、資源管理・所得補償対策のうちの資源管理・収入安定対策でございます。資源管理に取り組む漁業者及び適正養殖可能数量を遵守する養殖業者の共済掛金・積立ぶ

らす積立金の負担を軽減するというようなものでございまして、資源管理の自主的な休漁等の措置を含めて、一定以上の減収が生じる際の収入補填を通じまして、資源管理あるいは漁場環境の改善を図りながら経営の安定に資するものということでございます。現状としましては漁業共済の加入率が22年3月末で54%でしたが、23年6月には62%に上昇しているということで、この施策の対応方向としては、まずとにかく加入を促進してこの対策の普及、定着推進をしていくということと考えております。

17 ページでございます。コスト対策の部分でございます。漁業者・養殖業者と国の拠出する指定基金をつくる。燃油価格や配合飼料が高騰したときに補填金を交付するというところでございまして、下の御案内のとおりでございます。

18 ページ、その加入率が現在燃油は23年6月末で57%、配合飼料は24%になっている。対応の方向としては経営の安定の実現のため、引き続きこういった価格高騰対策を適切に実施していくことと考えております。

19 ページ、経営の安定に加えまして、漁業経営の体質強化の施策を御紹介させていただきます。まず、漁業改革推進集中プロジェクトというものでございまして、漁船の更新が進まず生産体制が脆弱化した漁船漁業につきまして、地域が一体となりまして収益性重視の操業・生産体制へ転換するという取組みをやる場合にそれを支援するというところでございます。もう一つ、資源管理を推進するための減船というものも支援しているところでございます。

対応の方向としては、漁業改革推進プロジェクトを推進して、収益性重視の操業・生産体制の導入を促進して、そういったものを育成していくということでございます。減船につきましては、資源状況に対して漁獲能力が過大となった場合にやりまして、残存漁業者の収益性を向上していくということではないかと考えております。

漁業改革集中プロジェクトについては、20 ページにイメージをお示ししております。このイメージを見ますと、左上でございまして、改革計画でございますけれども、下にあります従来船団のまき網の例ですけれども、4隻の船団を組んでいるものを隻数を減らして運搬船と探索船を兼用するというような形で船団を組み替えて合理化しまして、こういったもので収益性を上げるということでございます。

それに対してもうかる漁業創設支援事業は、こういった収益性向上の実証事業を行う者に対して必要な経費を助成するというところでございます。経費としましては、実証経費は用船料、燃油費等々を支援しているということでございまして、イメージは右下のグラフ

にあるとおり、実証経費を支援し、水揚金額で返していただきますけれども、それで賄えない部分についての一定割合を支援するという形になるものでございます。

21 ページにありますとおり、現在、計画が認定済みのものが全国各地 52 件ございまして、既に開始しているものが 31 件という状況でございます。

22 ページ、収益の向上ということで6次産業化の推進が必要ということで、22 年 12 月に6次産業化法が制定され、その方向でやっているということでございまして、対応の方向としましては、考え方としては漁業者手取りを向上させる、漁村の雇用を確保するというものでございまして、それを目標にしまして漁業者あるいは漁協の自らの加工・販売、他産業との連携、未利用資源の活用等々に取り組むということかと考えております。

23 ページ、併せまして、積極的な設備投資等を推進する必要があるということで、保証人を不要あるいは担保は漁船のみとするといった融資を推進するための保証に対する支援などを無担保・無保証人型の融資を促進している。その他、経営改善に取り組むための必要な資金の融通円滑化を推進しているということでございます。

24 ページ、融資保証ですが、融資残高につきましては、生産額が減少している等々を反映しまして減少傾向にあるといった実態がございまして、設備資金を主体とする政策金融公庫とか、近代化資金の新規貸付額は近年横ばいになっているということでございます。信用基金協会の保証残高は、21 年度補正予算で措置した事業によりまして 21 年度に増加しているといった状況が生じているということでございます。

25 ページ、融資保証の残高はグラフのとおり推移となっているということでございまして、対応の方向としては、意欲ある漁業者が融資を利用しやすくするとともに、多様な経営発展を支援するというので、利子補給等による資金借り入れの際の負担軽減あるいは無保証人・担保限定融資に対する信用保証といったものを推進していくのが対応の方向ではないかと考えております。

26 ページ以下、人的側面でございますけれども、まず担い手確保等でございますが、担い手確保につきましては、冒頭見ましたとおり、漁業者の高齢化が引き続き進んでいる状況ということですが、他方、就業の場として漁業が注目されてございまして、去年では実は新規漁業就業者は増加しているということで、真ん中の欄にありますとおり、新規漁業者、平成 15 年は 1,500 人程度であったものが平成 21 年は 2,000 人ということでございまして、国の施策としては、担い手確保育成事業によって支援を実施しているということでございます。対応の方向としては、現場研修の実施等によりまして、新規就業を促進し、

将来の無担い手の参入を促進する。

あと今年は大震災という特別な事情がございますので、被災地域の若手漁業者に対しまして、漁業関係の雇用をつなぎ止める施策を実施する等によって、将来の担い手を確保する対策も必要ではないかと考えております。

27 ページ、新規就業の促進に加えて人材の育成でございます。漁船の安全航行確保などで重要となります海技士資格を所持する漁業就業者の確保が課題となっているということで、スキルアップ等の講習会事業によって支援していく。

あるいは組織としては水産大学校、担う人材の育成ですけれども、そういったところで人材を育成しているといった状況でございます。ということで、水産大学校の卒業生は就職率も高いし、水産関係の就職割合も高いということ、海技士も多数出しているということでございます。

課題として、地域のリーダーとなって地域漁業の発展、国際競争力の強化をする人材を育成していく必要があるということでございまして、対応の方向としては、水産大学校において引き続き人材育成する、講習会等の実施により海技士資格等の取得を促進する、あるいは地域のリーダーの育成、そういったものを進めていくという方向かと思っております。

28 ページ、3つ目は女性の参画の促進ということで、現在、効率的・安定的沿岸漁業促進事業によりまして、漁村女性グループが行う地域の新たな特産品の開発とか、未利用資源の活用によりまして加工品の開発といった起業を支援している。あるいは組織としては女性役員の登用の促進を指導している長官通知を改正して、更にそういった方々が増えやすいような形のものにしているということでございますが、対応の方向としましては、政府の男女共同参画に関する目標の達成に向けまして、女性役員の登用についての実質的な目標設定あるいはその達成に向けた普及啓発等の漁協系統における取組みを推進していく。

加工・販売等や漁村コミュニティにおきましてさまざまな活動の中心となって取り組む漁村女性の活動を促進していくといったことと考えております。

今まで見てきたものを踏まえまして、30 ページからでございます。施策の方向としまして、我が国の漁業でございますが、漁業の収入の伸び悩み、個人経営体では漁業所得、会社経営体では漁労利益が低迷している。沿岸漁業におきましては、就業者が減少しまして高齢化が進行している。沖合・遠洋漁業におきましては、漁船の高齢化が進行している。魚海況に左右されて収入が不安定である。これはある意味で漁業の仕組みかもしれません

が、それほかに燃油価格の高騰といったものがこれらの問題を更に進めてしまっているということをございまして、このまま放置いたしますと沿岸漁業の漁獲量の減少、あるいは沿岸漁業を中心とした地域集落の存続はますます困難になっていくおそれがある。

遠洋・沖合漁業の漁船数及び漁獲量の減少あるいはこれら漁業の水揚げが行われてきた主要な水産都市の関連産業が衰退するといったことを招くおそれがあるということで、結果的に国民に対する水産物の安定供給に支障が生じる可能性が高いということをございます。

31 ページ、このような状況を克服するためには、まず漁業の発展の基礎となる水産資源の管理を推進する。長期的に漁獲の安定・増大を図るということをございますが、それと併せまして、収入と費用を安定させることによりまして、各漁業者が対策強化に取り組むための足場を固めるといったことが必要であろうということをございます。こうした観点から、資源管理を行う漁業者を対象といたしまして、減収等を補填し、収入費用を安定させる資源管理・漁業所得補償対策を体質強化に取り組むための足場固めを担う中核的施策として推進することが必要であろうと考えているところをございます。

また、資源管理・漁業所得補償対策につきましては、32 ページにございますけれども、収入については基準収入の原則9割までを上限に補填しまして、費用については原油高騰分の一部等を補填することによりまして、収入及び費用を安定させるものでございますけれども、この対策のみでは漁業収益の改善が図られるものではございません。

このため、この資源管理・漁業所得補償対策で固めた足場に立ちまして、収入の増大あるいは費用の低減等の取組みを推進しまして、漁業経営の収益性を向上させることが肝要ということをございます。これと並行しまして、健全な産業構造を維持するという意味でも、若い世代の産業を促進することも重要といったことから、6次産業化あるいは漁業改革集中プロジェクトあるいは担い手確保・人材育成対策等を適切に実施することが必要と考えているところをございます。

33 ページ、漁業集落の維持存続あるいは水産都市における漁業関連産業の維持発展の観点も考慮いたしまして、国民に水産物を安定的に供給していくためには、一定の数の漁業者と一定規模の漁獲量を今後とも確保していくことが必要ということをございますので、漁業を取り巻く環境というのは恐らく引き続き厳しい状況で推移されると予想されますので、その中で一定数の漁業者を確保していくためには、多くの漁業者が環境の厳しさに適応して経営発展を遂げていけるようにしていくことが必要ということで、経営として

漁業を行う者の大宗を資源管理・漁業所得補償対策で支援しつつ、各種漁業種類の特性と将来方向に応じた経営発展に取り組めるように施策を提供していくということが重要であると考えているところでございます。

今まで御説明したもののイメージが 34 ページでございます。漁業を行うすべての者の中に、経営として漁業を行う方々がいらっしゃるわけですが、資源管理・漁業所得補償対策で足場を固めまして、6次産業化等の取組みあるいは融資・保証対策、漁業改革推進集中プロジェクト等によって更に発展していただく。その際に担い手確保対策等により、新しい世代にも入っていただくというようなイメージでございます。

35 ページ、以上を踏まえまして、施策の目標でございます。資源管理・漁業所得補償対策に加入する漁業者は、資源管理に積極的に取組み、かつ、収入や費用の変動等といった経営上の課題の解決のために拠出を行っている方々ということでございまして、経営発展に取り組む意欲がある者に該当すると考えられます。このような方々が環境の厳しさに適応した経営発展を果たして、10年後などの将来におきましても漁業生産を担うということが基本法に規定された効率的かつ安定的な業務経営の実現に合致すると考えられます。

そのような観点で、新たな基本計画におきましては以下の目標、10年後（平成34年）を目標に、経営として漁業を行う者の大宗（我が国漁業生産額のおおむね9割に相当）が、資源管理・漁業所得補償対策に加入しつつ、それぞれの経営にあった施策を活用する等によりまして、より収益性の高い経営を実現していくということを目指して施策を展開すべきではないかということでございます。

少し沿岸・沖合・遠洋漁業の特性を見ていきたいと思っておりますけれども、沿岸漁業につきましては、多種多様な水産物を生産している。基本的に家族経営、小規模、自給的漁業者や意欲ある漁業者が同一的に混在している等々の特色がある。沿岸側の漁村地崎の水域ですけれども、沖合より広い水域、遠洋、更に遠くの水域とございますが、沖合の特徴として水産物としては特定の水産物を大量に生産。漁船規模が大きくなるにつれまして、専業・企業的経営の割合が高くなる。そういう面では地域内外の雇用を創出するとか、漁獲能力が高い、逆に投資とコストが大きい等々特徴がございます。

遠洋も同じような特色と、更には国際機関の管理というのが加わってくるといった特色がございまして、漁業種類ごとの将来方向としましては 37 ページでございますけれども、沿岸漁業としましては、意欲ある漁業者は、競争力と環境変化への適応力のある漁業経営を実現。自給的漁業者、退職者は兼業や加工等と合わせて一定の所得を確保。地域で機能

分担やすみ分けをしていく。地先の資源管理や生態系保全に貢献していくといった役割があるのではないか。

沖合・遠洋漁業は、資源状況に応じまして適切な漁獲管理。収益性の高い効率的な経営、高船齢漁船の更新を実現していく。漁場・資源利用における関係漁業の調和的な共存。

遠洋漁業では地域漁業管理機関による保存管理措置に則った操業。諸外国の排他的経済水域への安定的な入域といったもの。

38 ページ、海面養殖業につきましては、天然資源や漁場環境への負荷の少ない養殖の実現、消費者から信頼される衛生面も含めました品質の高い養殖生産の実現、安定的な生産、収益性の高い効率的な経営の実現。

内水面漁業・養殖業につきましては、外来魚等による被害の低減、河川の遺伝的多様性を維持した増殖の実現、天然資源や漁場環境の負荷の少ない養殖実現といったものを将来方向として目指していくべきではないかということでございます。

以上のとおりでございます。

○山下部会長 ありがとうございます。ただいま事務局の方から説明がございました「漁業経営及び生産構造に関する施策の方向」について、これから皆様から御意見や御質問などをいただきたいと思っております。

これからの進め方でございますけれども、委員からの御質問に対しましては、水産庁からできる限りこの場で回答していただくこととします。また、御意見については、1つの論点であっても、各委員の御意見、御発言が同じとは限りませんので、是非御意見をお持ちの方は、前に出たからというのではなく、独自の御意見として御発言をいただきまして議論を深められればと思います。

また、委員からの御意見の取扱いにつきましては、事務局から水産基本計画の骨子案を後々提示いただくということになりますが、そのときにそれまでの議論をどのように反映させたかということを含めて御説明をしていただくことにしたいと思います。勿論、この場で答えられることについては事務局の方からお答えをいただきます。

時間の目途としましては、この件につきましては、11時半くらいまでということで時間はたっぷりございます。よろしく申し上げます。

また、來生委員におかれましては、11時半より少し前に退席されるということですので、なるべく優先的に先に御発言いただければと思います。

それでは、どなたからでも挙手をしてください。

寺島委員、お願いします。

○寺島委員 担い手の確保・人材育成というところです。私は、被災地の石巻から三陸にかけて漁村集落を取材したときに、自力で再生したいと言っているところは、養殖をやってらっしゃって後継者がいるというところでした。この資料を拝見しますと、15～21年にかけて新規就業者が500人くらい増えているということでした。この内訳はどういう業種でどういうふうな条件でというところなどを知りたいと思いました。

その上でもう一点が、対応の方向の中に被災地域の若手漁業者に対し漁業関係の雇用をつなぎ止められる政策を実施するとありますが、これは具体的にどのようなことをお考えなのか、この2点をお願いいたします。

○山下部会長 それでは、お答えを課長からお願いします。

○橋本企画課長 新規就業者の増加のことをございますけれども、すぐには資料が出ませんので、これは別の機会に御説明させていただきたいと思います。

つなぎ止めでございますけれども、現在、まさに被災してしまったために漁業者でありながら漁業ができない状況に陥っていて、こういった機会に離れていってしまうということを抑えるために、今後予算措置を考えまして、そういった方々が再開できるまでの間、何らかの形で漁業に関わることによって、御自分の漁業を再開できるまでそのまま漁業で維持していただく。再開できるような状況に戻りましたところで、自分の経営をまた開始していただくということをございます。

○寺島委員 その間、具体的にどのような方法でつなぎ止めるというところをお聞きしたい。

○橋本企画課長 その間、例えば考え方としましてはほかの漁業経営体のところでこの際に新たな技術習得をする等々を通じ、研修のような形で漁業に関与して自分の経営の再開を待つということをございます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。それでは、ほかにいかがでしょうか。どこからでも構いません。

武田委員、お願いします。

○武田委員 私は28ページのⅢ－6の人財育成と女性の参画のところでお聞きしたいのですが、総合農協と比べて沿岸地区漁協の女性の割合は非常に少ないということで、総合農協では正組合員数も18.5%に対して漁協では5.84%、役員の割合は0.31%と非常に低くて、これはほかの農業とかと比べて、どういう背景があつてこんなにも低いのかとい



うこと。その背景が見えてこないの、ざっくばらんでもいいけれども、教えていただければと思います。

そこに漁協女性組織が縮小していることとか、女性の活動を促進するという原因に根ざしてこれを計画していかないと対応できないのではないかと思うので、その背景を教えてくださいたいと思います。

○山下部会長 では、お答えをいただけますか。お願いします。

○大角水産経営課長 漁協の方の話でございますので水産経営課でございます。

そもそもともと農業よりも漁業の方が労働は非常に過酷というか厳しいものがあるということで、およそ従事している方そのものが農業に比べれば漁業の方が少ないというような背景もあり、正組合員になっておられる方の割合自体が事実低いわけでございますが、そうすると、役員になるのも組合員の中から選ばれていきますので、どうしても役員の方の割合自体も農業に比べると低いというような現状にはございます。

ただ、こういった現状といいましても、女性の参画の促進というのは重要な課題だと思っております。長屋委員もおられますが、全漁連さんの方ともいろいろお話し申し上げて、全漁連さんを中心に今後活動計画を昨年つくっていただきまして、まず役員の前に参与というような形ででも女性の方にそれぞれの漁協の理事会なりに参加していただいてそれから役員もというようなことを5年計画で進めていこうというような取組みを始めているところです。

○武田委員 今、労働量がきつからということをおっしゃっていたんですが、ということは、正組合員になったりするためには、自分で漁業の船に乗っていかなければいけないというような決まりがあるのでしょうか。例えば加工や販売というところについてでしたら、労働力がきつとかということには当てはまらないと思うので、そのようなしきりがあるのでしょうか。

○大角水産経営課長 しきりと申しますか、正組合員資格として漁業に年間数十日従事しているというような規定になっておりまして、勿論、准組合員という形で漁協に参画することはできるんですが、通常、例えば御夫婦でやっておられるようなときに、御主人が漁業活動をされていて奥様がその手伝いをされているようなときに、御夫婦それぞれが正組合員、准組合員になるということはまずなくて、御主人の方が正組合員になっておられるという形がほとんどでございます。

○武田委員 では、今の状態と言いますと、実際に魚をとっている人でないと組合員にな

らないという形になるのでしょうか。そうしましたら、加工販売を促進したいとなっても、組合員そのものが魚をとる人しかいなかったとしたら、そちらに広がっていかなくなってしまふのではないかと思ったんです。

○大角水産経営課長 6次化の活動とも絡みますが、そういう場合は正組合員ではないんですが、女性部というような形を漁協ごとに組織しておりまして、組合員ではないのですが、漁協の女性部の組織に入っておられる方という形で、そういった方々がいろいろ漁村の女性グループのいろんな簡易加工の取組みとかということをやっております。ですから、組合員になっていないからといって漁協活動をしていないというわけではなくて、漁協の組合員の奥様が女性部という形で各種の取組みをしておられるというような状況でございます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。ほかにはいかがでしょうか。

安部特別委員、どうぞ。

○安部特別委員 6ページの「Ⅱ. 漁業経緯の現状等①」の中で、その下に大きい括弧で分析が述べられておりますが、沿岸漁業の高齢化が沖合・遠洋漁業に比べて高いのは、個人経営が主体の沿岸漁業云々とあります。飛ばしまして企業経営が主体の沖合・遠洋漁業では、従事者が一定の労働強度をクリアーする必要があるためと考えられたという分析がありますが、私は大洋エーアンドエフから来て資本漁業の代表の形で発言させていただくのですが、当社も比較的労働が厳しいと言われております。まき網漁業におきましても70歳で働いておりますし、65歳以上の乗組員がいます。

一方で、我々が漁協と一緒にマグロの養殖を5か所でやっているんですが、皆さんは後継者がいないということで、息子さんたちも沿岸漁業だと身分の保証がない、将来の保証もないということで、当社に船で乗るか、あるいはマグロの養殖業に従事したいという方が実際にいらっしゃいます。そういうことはこの分析はちょっと違うのではないかというのが私の率直な感想でございます。よろしく願いいたします。

○山下部会長 ありがとうございます。今の御意見は御意見ということでよろしゅうございますか。

それでは、原委員、お願いします。

○原委員 資料の10ページ目に漁船の船齢構成という現状分析があります。これは文章を読みますと、この資料からはそのとおりなんですけれども、恐らく代船建造というふう考えたときに、例えば20歳で新しく船をつくるということがあるとしましたら、この

分布パターンより 20 歳以上がどれくらい占めているか、そういうのが重要なのではないかなという気がします。

11 ページ目の右下の (10) いか釣り漁業のところで、30 歳以上の者が物すごく高く出ていまして、こういうところが非常に大きな問題ではないかなという気がします。

記述の中に大中型まき網のように近年も漁船の更新が行われているのもあると書きますと、では大中まきはいいのかなと受け取れますから、この辺は注意深く書いていただいた方がいいのではないかなということです。

あと 2 つほどありますけれども、減船という言葉があちこちに出てきます。例えば 30 ページ目のところで、施策の方向の①のところですけども、このまま放置しますと、例えば沿岸・遠洋漁業の漁船数及び漁獲量の減少という説明がありますが、減船をやったら当然漁船数が減って漁獲量が減るのは当たり前ですから、安易に減船という言葉を使うべきではなくて、もっとたくさんとるために漁業の効率化を図るという視点も重要なのではないかなという気がします。

例えば 20 ページ目のところに、漁業改革推進集中プロジェクトの中で先ほどまき網の効率化の説明でありましたけれども、これはダウンサイジングで、漁獲量が減ってしまいます。こういうやり方も当然ありますけれども、収益性の向上という視点に立てば、漁獲能力の向上、そういう視点から、今の体制で漁獲量を 2 倍とるとか、そんな考え方もあっていいのではないかなという気がします。

最後に、37 ページ目です。「IV-4. 漁業種類ごとの将来方向①」というのがあります。これは沿岸漁業があつて、沖合と遠洋を十把一からげになって 2 つに分けてありますけれども、ここは沖合と遠洋漁業を分けた方がいいのかなという気がします。と申しますのは、下から 2 番目の地域漁業管理機関云々というところで、私がイメージするのは、例えば沖合漁業で東シナ海、日中韓でいよいよ地域漁業管理機関が始まるのかなと錯覚だと思ふんですけれども、現在、2 国間で資源管理をやっていますから、そういう新しい枠組みが出てくるのかなと誤解されかねない。

その下の外国への排他的経済水域への安定的な入域。これは現在例えばまた東シナ海の例で言えば、済州島に行って、現在マサバをとっています。これから漁期でおいしい高いマサバが食べられると思いますけれども、安定的な入域というのは、外国からも日本の EZ 内の入域も認めるという形になるかと思います。資源状況に応じた適切な漁業管理で減船をして船が少なくなって魚がたくさんいてもとれない状況になったときに、5 年、10 年

後に資源が増えたときに、では日本の漁船は我が国のEZ内で魚をとれない、外国に明け渡さなければいけないというような状況が出てくるかも知りませんので、この辺のところは沖合、遠洋漁業とうまく仕分けて書かれた方がいいのではないかなという気がします。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。今のも御意見として承ります。

高橋特別委員、お願いします。

○高橋特別委員 26 ページの一番下に、担い手確保という形で出ておりますけれども、待遇改善、安全な職場環境の構築をするということですが、これと先ほどありました減船の話が当然リンクしないんです。やはり人材確保・育成という方からいくと、将来、長い年月を漁船漁業に就職して安定的な職場の確保というのが当然必要になってくるはずなんです。そうしますと、片や人材の確保と言いながら、片や減船をしていくんだと同じ基本計画の中に書かれると、本当に安定的なものになるのでしょうかという疑問が出てくると思います。やはり減船というのは最終的にやむを得なくてやるのが減船だと私は認識しておりますので、このような計画の中にあらかじめ減船という項目は本当に必要なのかとは思っております。

担い手については、やはり漁船漁業、沿岸漁業もそうなんです、1つの産業に入っていくというのには安全というものが最大の担保だと思っております。御承知のとおり、漁業界の安全については、海難事故の発生率から見ていまだに多い。全船舶の約3割を超えるような状況になっているということですのでございますから、基本法もそうなんです、基本計画であっても安全というものを一番計画の柱に立てていただいて、これがあって初めてすべての計画が網羅されていくんだらうと思っております。現行の基本計画の中にもその部分はあまり詳しくは載っておりませんので、でき得ればその辺をきちんと正しく理解していただいて記載していただければありがたいと思っております。

○山下部会長 ありがとうございます。

來生委員、お願いします。

○來生委員 教えていただきたいことがあって、4ページの赤い三角、白い△で出ている効率的かつ安定的な経営体というのはどのように定義されているのかということをお願いいたします。

35 ページの目標のところとの関係で、我が国漁業生産額のおおむね9割に相当する漁業を行うものの大半が資源管理・漁業所得補償対策に加入しながら、それぞれの経営に合

った対策を活用するなどにより、より収益性の高い漁業経営を実現するという目標なんですけれども、ストーリーがどうなっているのかというのは必ずしもよくわからないところがあって、そもそも資源管理をするということは、本来漁業をやっておられる方の長期的な収入の増というか、少なくとも資源管理をすることによって、瞬間的には所得が下がる可能性もあるけれども、長期にわたってはプラスになるはずだと思っているんです。

そうすると、そこから利益が出てくるのではないかと長期に見ると、漁業を行っておられる方に利益が出てくるのではないかと思うんですけれども、その補償をするということをどのように継続するのか。国の負担が 14 ページの表などを見ると 3 対 1 とか 1 対 1 とか国の負担分がありますね。ずっとこういう国の負担分が継続するのか、それは逆に漁業をやっているのか、こういう対策をとっても将来的に所得がプラスに転じないという前提がずっとあるのか、それとも将来こういう政策をとることによって、所得が増えた人については国の負担分を利益の中から返済していくようなメカニズムというのは考えなくてもいいのかというようなことを教えていただきたいのです。

○山下部会長 お願いします。

○保科水産業体質強化推進室長 4 ページに出てきます効率的かつ安定的な経営体ですけれども、この資料の上での数字の整理といたしましては、他産業並みに収益を上げている経営体と置き換えて算出しています。具体的には 500 万円の事業所得、一応それ以上を上げている経営体を算出しているということです。

○柄澤漁政部長 今の來生委員の御指摘は、ストーリーの柱のところに対応する重要な御指摘だと思いますのでちょっと御説明させていただきますと、できる限り 35 ページの目標に至る考え方がたどれるように資料上工夫しているつもりでございます。

1 つごらんいただきたいのは、31 ページ、32 ページの施策の方向のところでございますけれども、今、御指摘ありました資源管理・漁業所得補償対策の機能、位置づけとしましては、特に 31 ページのところがございますように、まさに御指摘のとおり長期的に経営を安定させるためには資源がまずベースになくなくてはいけないということで資源管理をしっかりやるということがこの対策の大きな要件になっているわけでございますので、資源管理を長期的に経営を安定させるためにはやっていく。

一方、収入の安定と費用の安定と書いてございますように、この対策は主として短期の収入と費用の振れをできるだけ抑えていくという機能を持っているわけでございます。そこに国費を一定の割合で投入していきたい。したがって、短期の収入の安定や費用の安定

は図られても、実質の収入の増加や費用の低減を図ることが他方で必要になってくる。それが 32 ページにございますように、例えば 6 次産業化を進めて付加価値を向上するとか、先ほど来御議論ありますが、いろんな形で船団の合理化を図って収益性を高めるとか、費用そのものを低減するとかということが別途の対策で必要になってくるということだと思います。それを総合的に図示すると 34 ページのようになって、ベースとして資源管理をしっかりやりながら収入や費用のブレを抑えていくということが下の青の所得補償対策の主な機能でございますので、その上に 6 次産業化とか漁業改革推進集中プロジェクトなどを行って、収益そのものを高めていくというようなことが一方で必要。これが総合的に合わさって政策が成り立っているのではないかと、そういう考え方でございます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。

○來生委員 はい。

○山下部会長 それでは、今の関連でたくさん手が挙がりましたので、まず角特別委員、須能特別委員、濱田特別委員で長屋委員とお願いします。

どうぞ。

○角特別委員 14 ページのところの資源管理・漁業所得補償対策のところ、コスト対策、価格が高騰した場合については、漁業所得補償制度になおかつ入って、コスト対策に入ってから適用を受けるということですか。

○山下部会長 よろしくお願いします。

○橋本企画課長 コスト対策につきましては、コスト対策のみで入ることも可能でございます。

○角特別委員 この制度だけでも入ることは可能なんですか。

○橋本企画課長 そうです。

○角特別委員 ありがとうございます。

○山下部会長 それでは、お隣の安部特別委員、お願いします。

○安部特別委員 安部でございます。

漁業所得補償対策、制度はまだいろいろ検討の段階でございますけれども、おおむねどの程度の漁業従事者が対象と考えられるのでしょうか。いわゆる規模とか所得水準とかあると思いますけれども、現在で考えられている漁業所得補償の対象者はどのような感じかお願いいたします。35 ページを念頭におきまして、漁労所得が 150 万を超える漁業者により生産というような注意書きがありますが、そういうこともあるのかと思います。

○橋本企画課長 資源管理・漁業所得補償対策というのは、既に始まっている事業でございます。現在の加入状況で言いますと、16ページの資料に戻っていただきたいのですが、真ん中にありますとおり、現状としては共済の加入率ですけれども、22年3月末が54%で、23年6月末に62%ですけれども、更に今進めているところでございます。実態としてはこういう数字でございます。

○安部特別委員 では、漁業共済に加入している対象が限定にされるということですか。

○柄澤漁政部長 制度の一番わかりやすいのは14ページをごらんいただきたいと思いますが、この制度は23年度の予算から既に始まっているものでございます。この制度の趣旨はグラフのような図が14ページの上の方にございますけれども、ベースを漁業共済を使っている制度なんです。漁業共済だけですとこの絵で言いますと、お一人お一人の基準収入の8割、青い部分まで補填される。更に積立ぶらすというオレンジの部分を上乗せしまして、基準収入の9割まで補填される。ラフに言うところこういう制度でございますので、これにどれぐらいの方がお入りになっているかということを計測する際には、このベースになっております共済にどれぐらいの方がお入りになっているかということがわかりやすいので、そういう意味で今申し上げたように、この共済制度に今62%までお入りになっているということを申し上げました。

○安部特別委員 ありがとうございます。もう一つ。この目標を読みますと、いわゆる小規模の方を育成して維持していこうということで、規模が大きい経営体に対する支援等がほとんどないのではないかという懸念があるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

それと35ページの注書きのところにありますけれども、我が国漁業生産額の約9割が漁労所得が150万を超える漁業者の生産ということで、ある程度の規模は必要ではないかと考えるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。併せてお願いします。

○橋本企画課長 漁業所得、安定補償対策ということで言えば、加入については開かれた制度でございますので、そういった経営として漁業をやっていくという意欲がすなわち共済等に参加するという形で表れると思いますので、そういう形を取る方であれば、門は開かれているということでございますので、狭いということではないと考えております。

そういう意味で経営を考えていくという意味では、注のところで一定の規模を示しておりますけれども、繰り返しになりますけれども、経営として漁業をやっていくという考えで共済に入っていくということであれば、仮に小さな規模であっても、当然大きな規模で

あればそういう経営の安定のためにそういったものが必要になるとお考えになることは確率が高いと思いますけれども、小さな経営の方でも自分の経営を考えてこういったものに参加して安定させるということをとるのであれば当然入っていただくことは可能と考えております。

○山下部会長 大企業は。

○安部特別委員 済みません、私ばかり質問して恐縮ですけれども、大企業は、いわゆる水協法によりまして我々の中規模、大規模の漁業会社は入れないんです。ですから、養殖もできないので子会社をつかってやるとか、減船補償もないし、とにかく組合も入れないというような状況ですので、ある程度の規模、中規模、大企業に対しましてもしかるべく支援があってもいいのではないかと。そうしないと船齢 20 年を超え船を更新できないといった状況にありますので、少しは資本漁業につきましてももう少し配慮をお願いしたいというのが私の考えでございます。ありがとうございます。

○大石漁業保険管理官 共済の担当でございます。先ほどの質問に補足させていただくと今の質問について答えたいと思います。

漁業共済は余り小さな人は入っていないというイメージをかなり持たれているんですけども、例えば漁船漁業で申しますと、2つの共済の種類がございまして、1つは共同組合、漁協が一括して入る。これは採貝採藻漁業なんですけれども、そういったところでは非常に小さい人たちも入っている。あと単独で入る2号漁業という種類があるんですけども、そちらも非常に漁業生産金額が少ない方、具体的には500万円未満の方でもかなり入っていただいて、共済の3分の1ぐらいはそういう小さい人たちが入っているという意味で、大きい人たちでないとかこういった対象、所得補償になかなか入れないということではなくて、今の共済が拡大していけばかなり小さい方々も意欲のある人たちが入っているのではないかと考えています。

大規模な漁業が共済に入れないというのは事実でございまして、3,000トン以上の漁船を持っている会社あるいは300人以上の従業員を抱えている会社といったものは、共済の対象にならないというのが制度としてございます。

これは共済自体が相互扶助で助け合うという精神でつくらせた制度でございまして、そのベースになるのが漁協系統と連携してやっていくということでありまして、共済の組合をつくるメンバーが漁業協同組合であるという根本的なシステムがあって、どうしても漁業協同組合と共済の制度がリンクしているということで、共済の対象にならない大企業と



というのはどうしても漁業協同組合の対象になっていないということで、その辺が根幹にあるものでなかなか難しいかなという状況でございます。

○山下部会長 それでは、須能特別委員、お願いします。

○須能特別委員 30 ページ以降に書かれております収入の安定あるいは増加という点につきまして、この場にふさわしいかどうかわかりませんが、なぜこうなってしまったのかという原因を考えますと、消費者が完成品を買うような状態であり、流通の量販店中心の4定というような、水産物が工業製品化された考え方がベースにあると思うんです。安定した数量、安定した時間、安定した品質、安定した価格というようなものがないものができるものとした今の販売システムあるいは家庭での変化もありますけれども、ヨーロッパが高く買えるというのは、魚をラウンドもしくは半身で持っていくというようなことで非常に歩留まりのいい買い方をするから、結果として原価が高くなって日本が今買い負けするような状態になっているわけです。

漁船員の現場の収入を上げようとするれば、やはり消費者に賢くなってもらって、より歩留まりいい食べ方をしてもらうような魚食の啓発、啓蒙が必要であり、それをやるのは自ら漁業者あるいはそれに携わる人間がやらない限り、それは起き得ないと思うんです。だから、ここで記載すべきことかどうかわかりませんが、収入が増えるということは魚価が高くなるということですから、そのためには消費者がなぜそういうふうにするべきなのかということを知ってもらえるような教育が欠けているのではないかなと、そういうことに視点を置いてこれからは強く運動していかないと、ますます魚離れに拍車がかかってしまって、魚価が低迷するような方向にいくと思いますので、是非ともそういうことに理解を示し書いていただきたいなと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。加工流通のところとも少しかかってくるのかなと思いますので、次回の議論にも引き継ぎたいと思います。

では、濱田特別委員、お願いします。

○濱田特別委員 印象でございますけれども、漁業経営の考え方が変わったように思います。そうであるならばこのことを是非資料に明記していただきたいと思います。

水産基本計画の中で、効率的かつ安定的経営はどのような経営かということを確認してきました。漁特法において付加生産額を5年間で15%向上するというラインを引き、それを達成できる経営体が担い手像だと。財政支援あるいは金融支援もそういった経営体

を支援対象にしてきました。そのような「選択と集中」というやり方がこの基本計画以降の漁業経営対策だったと思います。

ところが、今回の報告の資料を見させていただきますと、37 ページにあるように沿岸漁業は地域内での機能分担があるとか、地先の資源管理や生態系保全に貢献しているものも将来方向としてあるとしています。遠洋・沖合は従前と比較して大きく変わっていないとは思いますが、漁業全体を見たとき、さまざまな経営の在り方を将来像として見定めているように思えます。これは 36 ページにあるように沿岸・沖合・遠洋漁業の特性を仕分けて考えようという判断があったように思えますし、かつてのような一元的な漁業経営の見方から脱却したのかなという印象を持ちました。もし考え方が変わったということならば、過去の考え方、自己批判みたいになってしまうかもしれませんが、変わったということを是非内容に盛り込んでいただきたいと思います。私としてはもしそうならば、今回の内容は評価できると思っております。

もう一つ、話はずれますが、沖合漁業で先ほど話題にあがっていた、船齢の高齢化と代船が進まない一方で、資格を持っている船員が確保できないという問題です。このことについては 27 ページに人材育成をしていくのだということが書かれております。

それはそれでいいのですが、海技士の中でも特に機関士の確保が非常に厳しくなっております。遠洋マグロ漁船では 66 才の機関士がおりました。私が調査した中では、60 代の人たちが結構おりました。船主さんらは、次の人が確保できないから、そういう高齢者の機関長をやむなく雇っているということです。もうその方が辞めたらこの船は終わりだという船が何隻もあります。今、マグロ延縄漁業では、海技士、特に機関士免許取得のためだけに新人日本人船員を乗船させなければならない状況ですが、もはや日本人船員を教育実習させながら雇うというのは経営上難しい状況です。これに対する支援対策をもう少し充実してほしいという要望が強くあります。こうした支援を担う管轄官庁は海事局の方になるとと思いますが、海事分野でも内航船の機関士が足りなくなり、また遠洋の漁船員から転職してくる機関士たちが少なくなって困っているということです。すので、資料には船員対策のことが書かれておりますが、船員対策の一環として機関士に絞った対策に力を入れていただきたくと思います。

船の高齢化よりもそちらで先に倒産するというケースがもう既に出ていますし、これからもそのようなケースが続出するだろうという見通しがありますので、管轄官庁は違いますが、海事局との連携を図って、この支援対策を 1 つの重点項目として据えていた

だきたく思います。

○柄澤漁政部長 2点御意見をちょうだいしましたが、1つ目の御意見はかなり本質的なお話だと思いますので御説明したいのですが、35 ページのところでは最終的な目標が書かれています。上の2つ目の○のところになりますが、今、濱田特別委員から御指摘がございましたが、あくまで私どもは水産基本法に規定されております、効率的かつ安定的な漁業経営の育成という理念は当然法律に書かれている理念でありまして、これを目指していくということには変わりないと考えています。

一方で、確かに今までの施策の体系を見ますと、御指摘のように非常に厳しく対象者を限定していく。積立ぶらすにしましても、一部の融資制度にしましても、そういう政策をとってきたわけですが、なかなかこれが現実の水産の現状に正直言ってフィットしない面があったと思います。そこで現政権のマニフェストの方針にも沿って、この23年度の予算から、新しく資源管理・漁業所得補償対策というものを非常に多額の予算を投入して、施策の中核たるものに位置づけてきた。この資源管理・漁業所得補償対策が基本法に規定されている効率的、安定的な漁業経営の育成というものに矛盾するかということそうではないと思っております、この対策にまさにこの目標に書いてございますように入力して、かつほかの施策も活用していろいろな収益を高めていく。それこそまさに効率的、安定的な漁業経営をつくっていく方向のものだということでございますので、わかりにくいかもしれませんが、目指すところは同じだと思うんですが、施策の体系が23年度はかなり大きく変わりましたので、そのような印象を持たれたのではないかと考えています。

○山下部会長 よろしいですか。馬場元朝委員、少しお待ちください。長屋委員、先ほど挙手されていたので。

○長屋委員 このたびの基本計画においては、私どもの認識といたしましては、いかに10年後の向上をどうあるべきかについて、相当今回は突っ込んだ考え方の整理なり対策を打っていかねばならない。この2つの高齢化の問題につきまして、私どもJFグループの中でこれまでもいろんな議論をしまいたりました。

1つは、沿岸漁業の方の就業者の高齢化の問題と沖合・遠洋漁業を中心にした漁船の高齢化の問題。これに対する、しっかりとした10年先を見据えた対策というものの打ち出しを今回できるかどうか今後の日本の漁業自体をどのように存続させるかにつながっていく。そこまで追い詰められた状態だということ定義がされている問題だと思っております。

そういう中で、やはり沿岸漁業につきましては、一番のメインの会員のところでございますから、個々の経営体をどういうふうにしかりと新規参入者を含めて取り入れていくかということについての対策が必要だと思っておりますが、一昨年に組織としての運動の方針を決めた中の1つといたしましては、個々の経営体で沿岸漁業をこれまで中心にやっ  
てきているわけですが、それに加えてそういうものをメインにしながらも、やはりいかに協業化、そういうグループ化をしていくか。こういうことが必要になってきているのでは  
いなかということでございます。

ここは高齢者がどのように年代に応じた役割分担をしていくかということもござい  
ますし、またこの中にありますような新規就業者が教育の場としてそういうふうなグループ  
あるとか組織、法人に最初の段階で入っていくということが新規参入というものを促して  
いくことにつながっていくのではないかという考え方でございます。

今回、震災によって被災地の方でも、これまでも例えば1次補正でも共同漁船、要する  
に船をなかなかこれまで1人1隻手当できないという中では、グループの中で5人、10  
人で2隻、3隻の船を使っていくということも実際せざるを得ないということで、国もそ  
ういう場合の共同漁船についての手当がされていった。この被災地の中で、私どもとして  
はある程度漁船の問題もそうですし、今後手当をされることを私どもは要望しているよう  
な養殖業の手当の中で、やはり共同化、共同経営というものを前提にしながら、その中で  
取組みをしていってもらおう。それに対する支援というものをしていくことによって、ここ  
を切り抜けていってもらおうということですが、そういうふうな被災地における政策の打ち  
方、こういうものを基にまたそれが全国に広がっていくということも可能性としてはある  
わけでございますから、是非そういった意味でも沿岸漁業の中の高齢化の問題に対する対  
応の中にはそういうグループ経営、こういう考え方を入れていただくような御検討をお願  
いしたいと思っております。

2つ目は漁船の方の高齢化への対応の問題でございます。先ほどから出ている11ペー  
ジにありますような船齢の状態を見ても、今後これが10年間後にはどういうふうになる  
というふうに考えておられるのかと思うところでございます。非常に漁船漁業自体がどん  
どん崩壊していくということがこのままでいったらなるわけでございます。私どももこの  
問題については、これまでも資源の状況に応じて全体の漁船漁業の構造がどうあるべきな  
のかということと、もう一点、先ほどからございますように、私も減船という言葉ではな  
くて、日本の200海里の海の中の資源を適正に利用していくためには、どれだけの全体

の漁船の体制が要るのかということについて、減らすとかそういうことではなくて、国として 200 海里の中の資源を有効に漁獲をして食料として届けていくためにはどういうふうな体制が最低限でも要るのか。そろそろそれを示した上でいかないと、この船齢の高齢化というものをそのまま続いていくということになれば、10 年後には大きな問題が起こる。これについて今回は私どもとしてはしっかりとした考え方を出すべきだと思っています。

そのときには、それは単に今の漁船の構造、体制でいいのかということでございまして、国際的な競争力の中にある遠洋漁業、沖合漁業でございますから、これについてはしっかりと規制の緩和をどう設けるか、国際競争力のある形にどう持っていくかということについても、これは打ち出しをしていかないと国際的に負けていくわけでございますから、そういうことを打ち出すためには、当然として私ども沿岸とのバッティングが起こってくるわけでございますから、先ほど申し上げましたような全体の構造についての国の考え方をしっかり出していただく。そういうものをベースにして沿岸と沖合の方々の話し合いをしっかりと進めていく。それを基にしながらい船建造を今あるもうかる漁業のスキームを使ってどういうふうに円滑にしていくか。この3本がそろっていかないと全体の漁船漁業の構造の問題は前に進んでいかない問題だと思っていますので、是非ここについても御検討をお願いしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、馬場元朝特別委員、お願いします。

○馬場特別委員 私は 40 年近く沿岸漁業者に対する金融を中心に経営を見てきましたので、沿岸漁家という立場で意見等を言わせてもらえればと思います。

36 ページの記述の中で、まず沿岸漁業の特性が書いてあるんですが、沿岸漁業者もまた国民の水産食料の供給の担い手である、そういう社会的な役割の自負の下で仕事をしているわけで、これが全く抜け落ちて、沖合漁業、遠洋漁業が中心であるというようなことを、ひがみ根性ではありませんが、そういうふうに水産施策そのものを読まれるのはいけないことだと。したがって、最初、水産基本計画なるものが出てきたときに、これは方向としては、私は沿岸漁業もこういう方向で政策をやっていくべきだと思いましたが、それぞれの施策の中身については、非常に沿岸漁業者にとって使い勝手の悪い、あるいは魅力がない制度になる。例えば所得補償の観点の積立ぶらすにつきましても、1けた台の加入率なんです。共済事業そのものにとっても、右肩上がりの変動時期はいいですけれども、

右肩下がりでずっと下がっていく中においては、共済事業そのもので水揚げが補填されるケースが非常に少ないということ、沿岸漁業者にとっては水揚に対して非常に掛金の比率が高い。

したがって、そういうところで、制度としては準備されてあるけれども、沿岸漁業者が利用しにくい、あるいは魅力を感じにくい制度がかなり多いというような感じを持っておりまして、その辺のところの施策の改善を少しお願いしたいということが1点。

2点目は、確かに水産食料の安定的供給のために経営を収益性重視の操業をやっていくんだという方向は必要だと思いますけれども、一方で、36 ページに書いてありますように、沿岸漁業の地先も沖合のより広い水域というのは沿岸漁業の水域も入っているわけで、実際漁場で資源の熾烈な獲得競争というのが現実にあります。皮肉なことに、いろいろもうかる漁業でやってきた大型まき網が沿岸漁場に侵入してくる。長い間磯を守り、魚を守ってきたルールが崩れるということもあるわけです。

そういう意味でいきますと、漁業調整、漁業経営を安定的に維持していくためにはどうしても沿岸・沖合との漁業調整をきちんとやっていただくという施策が必要だと思いますし、沿岸の漁船漁業の場合、一緒に組合員が協業してやるのは非常に難しい。漁師の特性として、やはり自主独立の気概がありますので、それを2つ3つ一緒にしてしまうというのはなかなか難しいということでもありますので、この経営改善の中の用船事業、私もまき網を少し手がけてみましたけれども、何とか小型の沿岸漁業の後継者の育成のためにこの事業が活用できないかという思いがあります。

というのは、やはり年齢的に40を過ぎて沿岸の漁船漁業をやりたいという人、なかなか溶け込みにくいというのもありますし、技術の継承も非常に難しい。やはりいいのは漁家をきちっと育て上げていくというのが基本だと思うんです。したがって、若い10代あるいは20代の漁家の後継者が、いわゆる用船事業を通じて、漁業に携わらせる、学習させるということも含めて、1つ沿岸漁業に使いやすい制度としてやっていただきたいなという希望がございます。よろしく申し上げます。

○山下部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○柄澤漁政部長 今3点御指摘いただきましたが、1点目の点だけ若干御説明したいのですが、沿岸に対して水産施策が冷たいのではないかと御指摘については、まさにそういう御指摘を払拭するために今年からの資源管理・所得補償対策を始めたとは是非御理解い

ただきたいと思います。

また、14 ページのところをごらんいただきたいのですが、ここに書いてございますように、今までの共済掛金は確かに高くて入れなかったという方もいらっしゃったと思いますが、この対策で掛金が約半分になる。積立ふらすの加入も非常に厳格な所得要件ですとか経営改善計画の要件とかあって、確かに加入が少なかったということではないということではないということで、今回対策ではほとんど加入要件を撤廃してだれでも入れるようにしたということで、先ほど申し上げたように共済の加入率も 54 %からもう既に3か月だけで 62 %に増えている。今後もどんどんこれを増やしていきたい。そういう体系に転換してきているということを是非御理解いただきたいと思います。

○山下部会長 それでは、高橋特別委員。そろそろこの審議の予定の時間が迫っていますけれども、何か追加でおありの方。先に馬場委員お願いします。それから武田委員、長屋委員。

それでは、高橋特別委員からお願いします。それで安成特別委員。

○高橋特別委員 30 ページの施策の方向①という下段の方の「このまま放置すれば」ということで、これまでの基本計画に記載は多分なかったと思うんですが、ようやくこのように認知をしていただいたのかな。特に沿岸漁業の集落関係の存続問題、これは大震災もありましたし、地方の集落の重要性というものもここで認識していただいたとは思っています。

ただ、沖合・遠洋についても、やはり1隻の船がその地域に与える影響、経済的な影響、雇用など大きい影響を与えるということをもっとこの辺に記載していただければと思っております。特に地方の漁港と言われる地方都市は、漁船漁業に伴う関連業界、これは流通、加工もすべて含んでです。既に大きい雇用を創出して、その地域の基幹産業ないしは基盤産業ということでございます。

やはりそういうことであれば、これまでは漁業形態の中で優良企業が3分の1、まあまあが3分の1、経営の悪いのが3分の1という1つの区分けがあって、悪い3分の1についてはこの土俵から出ていってくださいと、平気でそういう論議が従来ありました。ようやくここにきて、ただ減らすだけではだめだということで、この漁業を存続ないしは育成していくんだということで、そういう記載だと理解しておりますので、この部分は漁業の中心的に位置づけていただいて、もっと強い書き出しで記載していただければというように思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、馬場委員がまだ発言しておられなかったので先にお願います。

○馬場委員 先ほどの長崎の方と同じ名前ですけども、馬場特別委員とほぼ同じ認識なので余り長く言いません。

36 ページの沿岸・沖合・遠洋漁業の特性というところで、特性ということですから、別にこれでもいいのかもしれませんが、引っかかるのは、沿岸漁業者の自給的漁業者と意欲ある漁業者という書き方をしている、その括弧の中の表記、こう書かれると意欲のない漁業者と意欲のある漁業者という言い方をどうしてもしまうんです。そうではないはずで、しかも決してこれは沿岸が薄いというわけではなくて、手厚いというのはよくわかっていますが、今回、被災地で新しい特に沿岸漁業の効率的あるいは合理的な組織が出てこようとしているわけですから、むしろ政策の方向としては一緒にはならないかもしれませんが、自給的漁業者の方に入っている人たちも新しい方向を目指すんだと、それをサポートしていく。この方たちは恐らく年金プラスαの方たちで、それを支えている漁業が沿岸に実際にあるので、今までは生産力的に小さいから余り政策の対象にはしづらかったかもしれませんが、むしろこういう人たちが沿岸漁村を守り、場合によっては地域の存続を支えている人たちですので、決して瑣末な存在というわけではなくて、それを表立って全面に出すわけではありませんけれども、むしろ新しい組織等をそこにも目指してもらおうということで臨んでいただければいいなと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、武田委員、お願いします。

○武田委員 先ほど須能特別委員の方から漁労所得、漁労利益についてで、消費者教育で歩留まりのいい買い方をしてほしいというようなことをおっしゃっていたんですが、これはそのとおりなんですけれども、消費者に変われというよりも、こういうときというのは売る側が買わなければうまく売れていかないと思うんです。

私は思うには、先ほど出ていたんですけども、消費者が完成品を買う、安定したもの、いつも同じものを求めているとおっしゃったんですが、私はその視点は違うように感じております。というのは、消費者、特に今、若い世代、30代とか40代の人たちはアウトレットが大好きです。アウトレットの市場に群がります。子育て中の女性や主婦というのは、子どものためとか妊婦さんのためには、とにかく安全なものをだれより先駆けて買おうと



しています。実際にアウトレットのものがすごく売れていて、どういうところで売れているかという、新しい売り方をしているんです。例えばインターネットなんです。北海道のすごく個人でやっている方なんです、カニがすごくとれすぎてしまって、足が取れたりとかいろんなものがあるんだけど、困っているから安く売るからということのあるインターネットのショップに出すと、わっと全国からアクセスがかかって、どんどん歩留まりのいい売り方で売れているんです。そういう売り方が始まっているということ、それから高齢者が多いということもあって知らない方が多いということ。

そういうような人たちに新しい売り方があるという教育です。漁労所得を伸ばしたいという人たちに、30代、40代の人があるとそういうこともわかるんでしょうけれども、今それを知らないで、起業家でそういう売り方がある、ネットでどんどん個人で売っている、欲しい人のところに届くよという売り方、今は冷凍技術も発達しているので、どんどん欲しい人は求めて買いますし、別にお店屋さんで買うだけではないので、そういうような売り方の教育をしてくれるような起業家を漁労所得を伸ばしたい人たちに派遣して売り方の開拓をするというような教育をしていけばうまくつながるのではないかと。今、それがまだ入ってきていないと思います。

勿論、消費者教育の方も、今、本当に安ければ何でもいいというようなことになってしまうと、魚は食べ物だという視点が失われている。これは安ければ何でもいいとなってしまうならば、安くたくさんのもので言ったら、それこそ輸入業がすごく増えていきますね。今、やっと水産地の原産地表示が始まったので、これはどこ産なんだとみんな消費者もわかってきましたけれども、それは知らなかった人たちがいっぱいいて、一応安全なものを欲しいとなったら、例えばうなぎとかだと、国産が高くても買いたいわというお母さんがいるというように、安全性をアピールしていくことをたくさんしていけば、このまま安い方に走って行ってしまうと薬漬けの輸入のものもあるかもしれないので、薬漬けになったものを買うのではなくてということで、その辺はマスコミに言ってお願いして、どんどん伝えていってもら。国産品の安全性を言えば、価格もそんなに安くしなければ買わないということは消費者はないはずなので、その辺も消費者教育ということがマスコミと一緒にやって、安全性のアピールということで守っていただきたいなという。そのつながりを何かやりたいなと思っています。

○山下部会長 ありがとうございます。

では、長屋委員、先ほど挙手されていましたが、少し短めでお願いできますか。

○長屋委員 施策の方向で資源管理・漁業所得補償対策を中核的な施策として位置づけていかれる。このようなことで進めていかれることについては異論はないんですが、やはり今この中で構成している収入安定対策とコスト対策でありますセーフティネット対策、これは収入安定の方についてはある程度のレベルに行っていると思うんですが、コスト安定の方のセーフティネット事業については、まだバランスから言って弱いものになっている。いかにここを充実していただくかということが大事かと思っておりますし、また燃油の関係の税制もこういうことにも関わってくると思いますので、是非そういった意味でもコスト対策の方の充実をお願いしたい。

それと収入安定対策としての上の方の問題についても、漁業共済の加入が前提になるものですから、共済制度でまだ対象になっていないような魚種であるとかをどう広めていただくとか、あと経費率も大分変わってきているわけですから、こういうことも実態に合わせた形でより魅力のあるものにつくっていただきたい。所得補償対策と合わせてもう一つ離島交付金等によって沿岸漁業者が地域に定住しながらさまざまな取組みを行っていくことについての交付金制度が今あるわけですが、これを是非例えば離島交付金という環境生態系の保全の交付金があるわけですが、私どもといたしましては、離島交付金をベースにしたような漁村集落における直接支払いといえますか、そういうさまざまな活動に対する交付金制度というものを組み合わせていただきたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。

それでは、安成特別委員、お願いします。

○安成特別委員 私が一番思ったのは、これは全体生産者及び漁業経営ということで施策の方向になっているんですが、先ほど須能先生がおっしゃったように、基本は漁業が成り立っていくかどうかというのは、生産したものが基本的に売れていって、それで賄っていくかどうかというのが大事なところになるのではないかと。

この全体を見ていると、将来性は難しい問題が山積している中で、この基本計画をやっていく中で非常に有効な対策というのが幾つかあると思います。例えば漁業改革推進のプロジェクトとか、皆さんいろんな文句は言いながらも、非常に評価のいいものを具体的にこれはよかったから、それを分母にして広げていくような、そういうような書き方をさせていただくとすごく説得力があるのかなというのが1点。

もう一つは、これは加工の方になるのかもしれないけれども、6次産業化というのが

すごく鳴り物入りでうたわれているにしては、ここで漁業者がどういうふうにやっていくのか、その支援の在り方みたいなものが薄いなというように感じます。水産庁として加工・流通の部分がちょっと弱いなということもあるので、地域とか皆さんがおっしゃった地域が疲弊しているのをどうやって回復するかということもとても重要なところだと思いますので、その辺の手当を是非お願いしたいと思います。

○山下部会長 ありがとうございます。予定の時間を過ぎてしまいましたけれども、これで「漁業経営及び生産構造に関する施策の方向」についての審議を終わりたいと思います。

次に「水産関係団体の再編整備等」について、事務局から、時間を見ながらお願いいたします。

○橋本企画課長 それでは、資料2について御説明させていただきます。「水産関係団体の再編整備等」という表題でございます。

1 ページ、まず漁協ですけれども、漁業者や生産の減少が進んでいるという中で、そういった漁業者の生産活動を支えるという役割を果たしていけるように、生産基盤の強化、経済事業の効率化、コスト削減等に向けた合併等によって改革を促進するというのが課題であるということで、現在も右下の表にあるとおり、合併は進んでいますけれども、こういった課題がある。

2 ページ、漁協の収益につきまして下の表を見ていただきますと、信用共済事業が赤字、販売事業と漁業自営というところで黒字といったところがありますので、基盤を強化していくためには販売事業を更に強化していく必要があるという課題意識でございます。

3 ページ、2 ページで見ましたとおり、信用共済事業が赤字になっているということでございますので、考え方としては沿海地区の漁協がそういった事業をやるというのではなくて、リスク管理的な体制の強化のためには、信用事業につきまして、例えば県の単一漁協あるいは信漁連の方がそういったものをやることによってもう少し改善できるのでないかといった課題認識でございます。

対応の方向としましては、今、申しましたとおり、販売事業の強化あるいは信用事業の健全・効率化、あるいは経営不振の漁協であれば再建計画を実施するなど、組織再編を含めた自主的な経営・事業改革を促進していく。

同時に、役職員の人材の育成。コンプライアンスの確保に向けた自主的な取組みを促進等々、対応の方向として必要なのではないかと考えております。

4 ページ、漁業保険制度でございますが、経営のセーフティネットでございますが、漁船保険あるいは漁業共済について、今回の東日本大震災におきましてその重要性というのは本当に改めて認識されたということでございますけれども、今回逆に支払いが非常に大きかったということもありますので、今後ともこの制度が役割を果たせるように、適切な運営を図っていくことが必要であろうということでございます。

対応の方向としては、漁船保険あるいは漁業共済について、国による再保険の適切な運用等を通じまして安定的な運営を確保する必要があるのではないかと。

漁業保険であったりについて、大震災による影響、漁船隻数がいろいろありますので、こういった動向を踏まえまして今後とも制度が適切に運営されるように、団体の再編を含めて事業基盤の強化について検討していく必要があるであろうということでございます。

以上、簡単ではございますが。

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまから御意見や御質問をいただきたいんですけども、時間の目途としてあと 12 時まで 10 分足らずしかございませんが、寺島委員から手が挙がっているのでお願いいたします。

○寺島委員 手短かに。今回、被災地の集落そのものがとにかく壊滅的。集落を構成する人たちが地元を離れて、例えば自治会の解散とかというのも相次いで、これは漁業協同組合を構成する方々も重なっているわけですが、漁協自体もとにかく船をなくして、あるいはその設備も含めて、そういう中で漁協の再編整備という方向の中で、地元の被災地の漁協をどう支援していくのかということをお聞かせください。

○山下部会長 では、今は質問ですので、お願いします。

○大角水産経営課長 水産経営課でございますけれども、今回の被災地は主に宮城、岩手とかが中心でございますが、宮城につきましては、今の組織で申し上げますと、宮城県漁協という形で、一部例外はございますが、ほとんど宮城県一の漁協になっております。したがって、宮城県漁協の事業をいかに再建していくかというような問題になります。

一方、岩手の方は沿海地区の漁協だけで 24 ございます。ただ、現時点においては、それぞれ港なりの復旧を含めて、まず復旧をしていくというようなことにそれぞれ御地元で最大限努力されております。そういったことの動きを十分見た上で、その岩手の方で地元の中で今後の漁協をどのように再建していくのか、再編していくのかというような計画を十分そういったいろんな取組みが落ち着いた後に検討していただきたいなと思っております。そういう方向で県庁なりあるいは地元の組織とは徐々にお話を進めているという

ところでございます。

○山下部会長 よろしゅうございますか。ほかにはいかがでしょうか。

角特別委員、どうぞ。

○角特別委員 1 ページの漁協の再編、合併についてです。私も何回か広島県の漁協合併に何回か行って、合併についていろんな意見等なども聞きましたけれども、なかなか合併等が進まない現状があります。

それと合併について確かにしたところとしていないところといったら、しない方がいいよというふうなところも結構意見があります。ただ、私は合併についてはどちらかと言えば賛成です。というのも、広島県の漁業者の人口割合が 60 歳を超えて、あの組合はもう 10 年したら自然消滅する。組合を守るために本来の漁業者でない方が組合に入って、なおかつそれで維持していくということも考えられます。

ですから、合併等についてももう少し国も強い態度で、漁協の組合員はこうでないと漁協の組織としては守れないというような強い意思を示してほしいと思います。ただ、この制度で組合員がなれますよというのであれば、合併等は進まない。ですから、強い意思で下がってほしいと思います。

以上です。

○山下部会長 ありがとうございます。では、ほかにはよろしゅうございますか。

馬場元朝特別委員、どうぞ。

○馬場特別委員 この漁協の組織強化の中で、実は 9 月 8 日で水産経営課長の方から文書の通知がありまして、漁協の透明化、健全化の促進をいただきました。その中で 3 点あって、いわゆる事業外収入をきちんと明記しなさい、組合員に説明しなさい。自営事業は組合員の了解をもらった上でやりなさい。

もう一つは、組合員の資格審査です。先ほど漁青連の会長がおっしゃいましたけれども、これは極めて重要なことなので、それぞれがすべて裏返すと、合併の阻害要因なんです。そこを例えば組合員の資格審査を厳正にやった場合に、そうでない人が多い漁協が合併に反対するという実態がありますし、自営事業があるところはなかなか他の漁協と合併しませんし、事業外収益で補償金等で現実に食っている漁協はあるんです。その漁協がなかなか合併に参画しない。したがって、地域全体で合併を進めると抜ける漁協が出てくると、全体の合併がなかなか難しいというのがありますので、これは極めて重要な文書だと思っ

て、県とも相談してきちんとした形でやるようにと言っているんですが、いずれにしても

組員資格の問題については、いわゆる法律違反の部分があるわけですので、これは1つ県を含めて行政が前面に出て漁協をきちっと監督指導させていただきたい。

合併の問題は我々漁協系統がリーダーシップを持って、行政がそれをサポートしていくというのが本当の姿だと思いますけれども、いわゆる漁協の存立基盤になる部分について、法律できちっと規制されている部分については行政側が出張っていただいて、我々もそれをサポートするという形をきちっとこれから取れば更にまた進むのではないかと思っております。これは意見です。

○山下部会長 ありがとうございます。それでは、本日の水産基本計画に関する審議はここまでいたします。今回も活発な御審議をどうもありがとうございました。

事務局では、本日の意見を踏まえまして、次期水産基本計画の骨子の作成に向けた作業を進めてください。

以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。この機会に委員の方々から御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、次回の開催日程などについて、事務局から連絡をお願いします。

○橋本企画課長 本日はどうもありがとうございました。次回の企画部会では、「加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現」「水産業を支える科学調査・研究、技術開発の充実」について御審議いただきたいと考えております。

日程につきましては、10月下旬から11月上旬ごろを考えておりますけれども、各委員、特別委員のスケジュールをお伺いして調整して御連絡申し上げます。

また、前回の企画部会で御案内いたしました現地視察の件でございますけれども、10月19日から20日にかけて長崎県で実施させていただくということとさせていただいております。参加をされる委員の方には別途御案内を配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○山下部会長 視察については皆さんに参加していただきたかったのですが、日程調整がうまくいなくて参加いただけない方、申し訳ございませんでした。

ほかに何もございませんでしたら、これをもちまして本日は閉会といたします。どうもありがとうございました。